

制度	自治体	静岡県	部課	危機管理部 危機政策課								
制度の名称												
罹災証明書の発行												
根拠法令等												
災害対策基本法第 90 条の 2												
制度の目的												
被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用される罹災証明書の交付を市町村長に義務付けたもの												
制度内容の概要												
市町村長は、当該市町村の地域で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があった時は、遅滞なく、住家等の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないこととなっている。												
制度の概念図												
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被災者から市町村へ申請</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">結果に不服がある場合は、再調査を求めることができる</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">罹災証明書の交付(市町村)</div> </div> <table border="1" style="margin: 10px auto; text-align: center;"> <tr> <td>被害の程度</td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td>損害割合</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>20%以上 40%未満</td> </tr> </table>					被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満
被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊									
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満									

提案	提案主体	静岡県行政書士会
提案事項		
各自治体における罹災証明申請書及び証明書の様式の統一化		
提案の具体的内容		
<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体以外からの支援者の協力を得られやすくするため、各自治体に定められている罹災証明申請書及び証明書の様式を統一していただきたい。 近年は災害が多発しており、また広域に被災する事例も多く、基礎自治体のみでの対応が難しくなっている。他自治体や協定締結先の支援団体等様々な地域から複数の支援者が対応しており、基礎自治体毎に様式が異なることで事務が煩雑化し、事務処理能力の遅延にも繋がっている。 		
対応	措置の分類	継続検討
措置の概要（対応案）		
<p>罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被災者に交付されてきた。</p> <p>しかし、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた。</p> <p>そのため、平成 25 年度に災害対策基本法が改正され、市町村長に罹災証明書の交付が義務付けられたが、法を所管する内閣府は、罹災証明書の様式例を参考に示しているだけであるため、市町で様式が異なっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、県では平成 30 年 6 月に県で統一様式を定め、様式の統一又は記載項目の統一を市町へ働きかけている。</p> <p>しかし、申請者の負担や平常時の対応等の理由により、令和 2 年 3 月末（予定を含む）時点で、様式統一は 8 市町、項目統一は 11 市町となっている。</p> <p>市町との意見交換を行いながら、残る 16 市町についても、引続き協議を行い、様式の統一等を進めていく。</p>		

罹災証明書(案)

(国最新様式 全国へ意見照会中)

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	例)世帯人員 ※罹災物件に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をここに記載すること。
罹災原因	年 月 日の による
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊) <input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満)
付記事項	例)床上浸水
追加記載欄	例)住家以外の市町村長が定める種類の被害(土地、動産など)の程度等

上記のとおり、相違ないことを証明します。
なお、住家の被害の程度については、再調査を依頼することができます。

年 月 日

〇〇市長

Ⓜ

内閣府

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年月日の による
被災住家の 所在地	
被害の程度	
備考	

様式2 (第7条第1項関係)

〒 様

第 号

罹災証明書

罹災住所	
氏名	
物件所在地	
家屋番号	
物件用途	
災害名	
罹災の程度	摘要 (物件と申請者の関係、共有持分割合等)

上記のとおり、相違ないことを証明する。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

年 月 日

大阪市 区長

印

〇〇市長

印

罹災証明書

罹災証明書

申請者名	
申請者住所	

申請日： 年 月 日

1 申請者	住所	_____
	氏名	_____
	連絡先	_____
2 罹災家屋（倉庫等は除く）	住所	_____
	家屋所有者名	_____
3 家屋以外で被害を受けたもの	種別	_____
	所有者名	_____

罹災物件所在地	
罹災物件種別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他 [_____]
申請者と罹災物件の関係	<input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 居住者の同一世帯人 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の同一世帯人 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
罹災原因	年 月 日の _____ による。
被害の程度	
備考	

上記のとおり証明します。

年 月 日
松山市長 印

※この証明書は、当該建物が被災者生活再建支援法等の「居住する住宅」（世帯が生活の本拠として日常的に使用している住宅）であることを証明するものではありません。

年 月 日に発生した _____ による被害については、下記のとおりです。

1 罹災家屋の被害状況

全壊	全壊	流失	大規模半壊	半壊	半壊
床上浸水 (_____ cm)					

2 家屋以外の被害状況

[_____]

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

吉田町長

㊤